

小型船旅客運送事業に伴う安全管理規程

2023年 6月 19日

小名浜石油株式会社

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 経営者の責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 本安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雑 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営者が定める明確な安全方針に基づき、社内に運航安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する船舶の業務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント	経営者により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営者	事業所において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	社内から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶運航管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	乗組員	船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(11)	配船計画	旅客の需要に見合う配船及び等入渠、予備船の投入等に関する計画
(12)	配乗計画	乗組員の編成及び配員に関する計画
(13)	発航	係留場所からロープを解いて収納し、目的の航海を開始すること
(14)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(15)	運航	発航、基準経路及び基準速力による航行の継続、又は離着岸を行うこと
(16)	反転	目的地点への航行の継続を中止し、発航場所へ引返すこと
(17)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(海上にあらわれる波の山とそれに続く波の谷との高さの差)
(18)	運航基準図	航行経路(起終点、針路、変針点等)、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(19)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷梯、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む
(20)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る
(21)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(22)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む)、船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び災害防止に関する規程)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準の定めによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準の定めによる。
- 4 運航事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他の運航事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準の定めによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、災害防止に関する規程の定めにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営者の責務

(経営者の主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営者は次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営者の責務)

第5条 経営者は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 経営者は、小型船旅客運送事業に於いて、輸送の安全を確保するため、管理業務の実施範囲を明らかにする。
(安全方針)

第6条 経営者は、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るため、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(運航管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- | | | |
|---------|---------|-----|
| (1) 本 社 | 安全統括管理者 | 1 人 |
| | 運航管理者 | 1 人 |
| | 運航管理補助者 | 若干名 |

第4章 安全統括管理者、運航管理者等の選解任

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営者は、海上運送法施行規則第22条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営者は、安全統括管理者の意見を聴いて、海上運送法施行規則第22条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営者は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 本安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営者は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代りを指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2名以上の者を順位付けして指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営者が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則、勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは本社の運航管理補助者と常時連絡できる体制にななければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する本社区域内に船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営者へ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、本安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、本安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。

(2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。

(3) 運航管理補助者を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 本社に勤務する運航管理補助者は、船舶の運航管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

(1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施

(2) 陸上施設の点検及び整備

(3) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 本安全管理規程の変更

(本安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営者は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶又は陸上施設、港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止等の措置を取り、その後、計画の臨時変更をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第27条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準により運航を中止すべきと判断した場合において、船長から運航を中止する旨の

連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、前項を除くいかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は離着岸を促し若しくは指示してはならない。

(経営者又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営者又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営者又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営者又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を經由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第27条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第28条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(1)、(4)、(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 航路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船する旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全確保のために必要な事項

(船長の措置)

第29条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査(点検)を終え出港するとき
 - (2) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (3) 運航計画又は航行の安全に係る船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の航路の状況

(運航基準図)

第30条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を航路ごとに作成し、各船舶に備えつけなければならない。

- 2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準の定めによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(危険物等の取扱い)

第31条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準の定めによる。

(旅客の乗下船等)

第32条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準の定めによる。

(発航前点検)

第33条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内点検)

第34条 船長は航海中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所、その他異常の有無を確認させなければならない。

2 乗組員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であつて船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第35条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準の定めにより、陸上及び船舶上において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(酒気帯び等の確認)

第36条 安全統括管理者等は、アルコール検査実施要領の定めにより、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 検査者は、乗船前の船長及び乗組員に対し、状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うものとする。

3 船長及び乗組員が飲酒等の後、正常な業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上の間、業務を実施させてはならない。

4 前項のアルコール検知器での測定結果を記録し、1年間保存する。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第37条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第38条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第39条 運航管理者は、係留施設(岸壁、ビット、防舷材)、乗降用施設(タラップ)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン)等について毎日1回以上点検を実施し、異常箇所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第40条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 乗組員は、陸上及び船舶上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第41条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全確保のため万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準の定めにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに操油課司令室及び運航管理者へ連絡し、運航管理者は詳細を速やかに防災センターへ連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第42条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、速やかに海上保安官署等に通報するとともに、事故処理基準の定めにより必要な措置及び安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営者及び安全統括管理者のとるべき措置)

第43条 安全統括管理者は、運航管理者等からの速報によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準の定めにより必要な措置をとるとともに、経営者へ速報しなければならない。

2 経営者及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第44条 事故の処理は、事故処理基準の定めによる。

(通信の優先処理)

第45条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第46条 事故の発生を知ったときは、速やかに防災センターへ連絡し、関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故の原因等の調査)

第47条 安全統括管理者及び運航管理者は、事故の原因及び処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び安全対策、処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(運航安全教育)

第48条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、乗組員、安全管理に従事する者に対し、本安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の安全教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第49条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営者の支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営者へ意見具申する。

(記録)

第51条 運航管理者は、前3条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第52条 内部監査を行う者は、経営者の支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状態並びに本安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営者は、その重要性を社内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者は日常的に業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑 則

(本安全管理規程等の備付け等)

第53条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、本安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、その他必要と認められる場所に容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第54条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN、紙ファイル等を活用した輸送の安全確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営者への直接上申する手段(目安箱、社内メール等)を用意する。

3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。

4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を(所属団体等を活用して)適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を(所属団体等を活用し)適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、2023年7月3日より実施する。

小型船旅客運送事業に伴う安全管理規程に係る運航基準

2023年 6月 19日

小名浜石油株式会社

目 次

第1章	目 的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、小型船旅客運送事業に伴う安全管理規程に基づき、小名浜港内小名浜石油（株）原油ドルフィン（シーバース）送迎航路の船舶運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
小名浜港内	10 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速等の適切な安全措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第4条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがある場合における安全な運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めるものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海配置
- (3) 狭視界航海配置
- (4) 荒天航海配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項については、運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 基準経路（発着場の位置並びに相互間の距離及び航路名）
- (3) 航行経路（経路の名称、地形、水深、潮流等から航行上、特に留意すべき箇所）
- (4) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用A、B、Cの3経路とする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
微速	3ノット	600rpm
半速	7ノット	1500rpm
航海速力	11ノット	2470rpm

2 船長は、速力基準表を船内へ掲示しなければならない。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常、緊急の場合	操油課司令室	陸上移動局 業務用無線 (オビ°-シ-1) " " (オビ°-シ-25) 船長用

(機器点検)

第10条 船長は着棧及び着岸前、300m以上手前の状況に応じ運航安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌等に記録するものとする。

小型船旅客運送事業に伴う安全管理規程に係る作業基準

2023年 6月 19日

小名浜石油株式会社

目 次

第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、小型船旅客運送事業に伴う安全管理規程に基づき、小名浜港内小名浜石油(株)1号棧橋、3号護岸及び3号棧橋先端からシーバース航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する運航及び乗下船作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、乗組員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を安全に実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全な運送、運航を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するものとする。
- 3 乗組員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び乗組員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

- 2 離岸10分前になったときは、乗組員は旅客を誘導し、安全かつ確実に乗船を開始するよう合図する。
- 3 乗組員は、乗船旅客数を把握し、旅客定員数を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び船長に乗船する旅客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 乗組員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨、船長に報告し、船長の指示により迅速かつ安全に係留索を放し、離岸作業を行う。

(着岸作業)

第6条 乗組員は、船長の指示により迅速、安全かつ確実に係留作業を実施する。

- 2 乗組員は、着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止し、安全を確保するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、保安に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸し安全を確認したときは、その旨乗組員に合図する。

- 2 乗組員は旅客を安全に誘導し、下船させ、下船完了後、船長へ報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項について船内への掲示及び発航前とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船舶上においては、遵守事項に順じ、乗組員の誘導に従うこと。
- (2) 船舶上においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の運航安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項

- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 乗下船及び非常の際には、遵守事項に順じ、乗組員の指示に従うこと。

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の安全な措置を講じなければならない。

- (1) 乗船している旅客には、常に救命胴衣を着用させるよう徹底すること。
- (2) 救命胴衣を着用しない又は着用が困難な旅客については、乗船させない。

第12条 運航管理者は、船長その他乗組員に自ら救命胴衣を着用させなければならない。

小型船旅客運送事業に伴う安全管理規程に係る事故処理基準

2023年 6月 19日

小名浜石油株式会社

目 次

第1章 総 則

第2章 事故等発生時の通報

第3章 事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、小型船旅客運送事業に伴う安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る運航事故等の処理に関し、当該規程の運用上の基準を明確にすることにより、処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

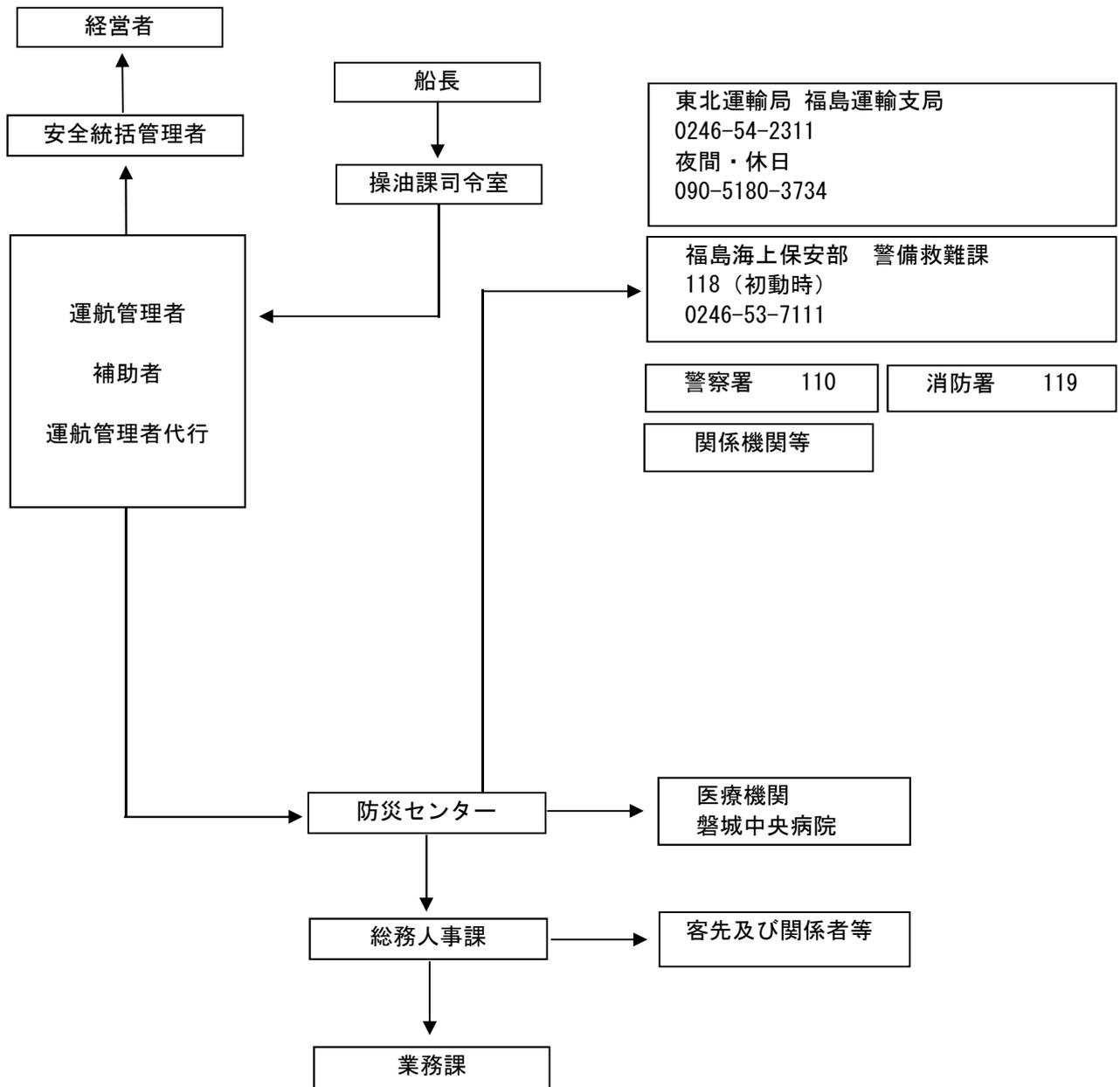
第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を操油課司令室及び運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次、操油課司令室及び運航管理者へ追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。運航管理者は、事故の状況を遅延なく、防災センターに速報するものとする。

- 2 防災センターより海上保安官署等への連絡については、初動時は「118番」とする。以後、福島海上保安部警備救難課に行うものとする。
- 3 事故が発生したときは、速やかに状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙）を防災センターに備える。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

※非常連絡表



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 船長名／乗組員名
- ③ 乗船客の氏名／人数
- ④ 日時
- ⑤ 場所
- ⑥ 気象海象の状況
- ⑦ 事故等の種類
- ⑧ 事故の経緯
- ⑨ 船舶の損傷箇所及び状況
- ⑩ 死傷者の有無
- ⑪ 救助の要否
- ⑫ 二次災害の有無

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） －船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） －船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）

e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故（行方不明を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	<ul style="list-style-type: none"> ① 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ② 行方不明者の氏名等 ③ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	<ul style="list-style-type: none"> ① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 運航事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりとする。

（1）海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 安全かつ迅速な連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の安全かつ迅速な誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な乗下船及び処置かつ安全な作業の実施

（2）不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理者のとるべき措置）

第7条 運航管理者は、船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに、第4条（非常連絡表）に従って関係者に通報しなければならない。

2 事故の発生を知ったときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- （1）事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- （2）海上保安官署への救助要請
- （3）行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- （4）必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- （5）船長に対する必要事項の連絡及び助言
- （6）医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための迅速な措置
- （7）乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務については、危機管理規程に定める危機管理対策本部によるものとする。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船舶上に医療救護を必要とする事態が発生し、急を要すると認められたとき又は患者の要請があったときは119通報するとともに安全を確保し、必要な措置を迅速に講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因調査を行うとともに、事件の捜査対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。